

教員の懲戒処分について

静岡大学は、本日、男性教員1名（40歳代）に対し、国立大学法人静岡大学教職員就業規則に基づき、「出勤停止14日間」の懲戒処分を行いました。

この教員は、学生や所属する組織の教員に対して以下の行為を行ったことから、これらの行為をアカデミック・ハラスメント及びその他のハラスメントに該当すると認定しました（ハラスメントにかかる根拠規定は、静岡大学におけるハラスメントの防止等に関する規程第2条第2項第2号、同規程第2条第2項第5号）。

- ① 学生に対し、強い口調での叱責や、批判をするなどの不適切な言動を繰り返したことにより、恐怖心や不安感を与え、就学上の環境を悪化させた。
- ② 指導にあたって、一部の学生を優遇する一方で、他の複数の学生には頻繁に叱責を繰り返すなどの差別的な取り扱いをしたことにより、強い不快感及び嫌悪感を与え、就学上の環境を悪化させた。
- ③ 特定の教員を誹謗中傷する内容のメールを、所属する組織の教職員や複数の学生に多数送信したことにより、同教員に著しい精神的苦痛を与えるとともに、就業上の環境を著しく悪化させた。

この教員のこれらの行為は、国立大学法人静岡大学教職員就業規則に規定する懲戒事由に該当することから、学内諸手続きを経て懲戒処分を行ったものであります。大学全体でハラスメントの防止に努めている中でこのような事態が発生したことは、誠に遺憾であります。

今後、こうしたことが二度と起こることのないよう、全教職員に求めるとともに、学長としての使命と責任の重さを十分に自覚し、このような事案の再発防止と信頼回復に向けて、大学の組織全体として一層の努力を続けていく所存です。

令和2年6月19日

静岡大学長 石井 潔